

三、労働議會に關する件（達示を以て動員警備の任につくべく通告すること）

五、ニュース編輯に關する件

六、青年部懇談會開催の件（十一月三日之を開催すること）

七、研究會開催に關する件（十一月中一回開催すること）

八、洋モス爭議應援に關する件

九、組織方針書作成に關する件（動議）

十、達示を出すへし（動議）

A、生活防衛に對する積極的闘争

B、農村窮乏打破に對する積極的闘争

C、青年闘争に關する希望闘争を本部に通知すること。

D、労働議會に關する件

E、青年部の組織を促進すること

F、ニュース、レボを送らしむること 以上。

第三回青年部會

日時 十一月十四日午後八時

場所 於黨本部

出席 岡部、小林（勝）、田崎、富澤、川崎

一般報告 川崎

議 事

一、ニュース發行の件

十一月二十日迄に發行すること。

二、達示を發すること。

十一月十五日に出す

三、黨全國大會提出議案に關する件

一、帝國主義戰爭反對の件

二、青年訓練所廢止に關する件

四、行動方針書作製の件

起草委員を擧げて草案を作製し次回部會に附議決定すること。

五、青年代表會議開催の件

十一月二十五日午後六時三十分

場所 於黨本部以上

七、婦人部報告

部長 細田綱吉

主任 浦瀬力松

黨婦人部は、舊日本大衆黨婦人部の外部的組織としての無産婦人同盟を、やはり合同完成後の我が全國大衆黨婦人

委員 島田三郎、猪俣保、

委員 橋本貞代、塚真柄、岩内とみえ、松村喬子

行動綱領

一、婦人の結社獲得（治安警察法第五條の撤廢）

二、十八歳以上、男女の無制限選挙權及び無制限投票權

三、男女教育機會の均等（一）高等學校令第一條の撤廢及び女子の爲の各種專門學校の設立（二）現在の高等學校及各種專門學校を女子に開放すること

四、婦人を無能者扱いにする一切の不平等法律の撤廢

五、公娼制度の撤廢、前借金年利制度の禁止

六、男女同一労働に對する同一賃額の支給

七、婦人の生理的異常時に對する賃額補償義務を三日間の公休權を得

八、婦人の抗内労働及び危険作業の禁止

九、母性保護法の獲得（一）分娩前後入浴間の休養及び其期間の買取金額支拂（二）無料産院の設置（三）作業中三時間毎に十五分の授乳時間の給與

十、児童保護法の獲得（一）児童保護施設所の増設（二）無母托兒所の設置（三）児童遊樂地の設置（四）私生子、廢子の養育補償制度

十一、小児児童に對する服用品並に給食の國産食糧

十二、憲法會議の自主化（一）外出團會の絕對自由（二）令狀制度

黨の外部的組織として有機的團體を持ち行動綱領を決定して日常闘争の方針を定めて活動なる展開をしてきた。殊に九月初旬濱口内閣が第五十九議會に「婦人公民權案」を上提せんとの意志表示をしたに對して、該案の提出に對する欺瞞政策の正體を暴露し、之れに對する態度を明らかにするために九月十三日聲明書を發表した。（聲明書一末参照）右の態度を實踐化するために、社民、労働各黨に共同闘争を申込んだ。所で労働黨は婦人の組織がないことを理由にして拒否したので社民黨とのみの共同闘争委員会を持つことになり第一回會合を十月三十日夜開催し十一月廿二日夜「徹底辯護獲得」大演説會を東京本郷で開催した。これが闘争基準は公民權案には絶対反對を以て濱口内閣打倒闘争に結びつけ、婦人結社權婦人參政權を内容とするものである。尙、九月末より惡戦苦闘を續けつゝある洋モス爭議に對しては黨婦人部は積極的活動を行ふ方針を執り無産婦人同盟本部を臨時に總戸に轉じ、毎日ストライキ講座を開らき其他、演説會、街頭、基金募集等積極的に活動し、また十月十六日は爭議圓家族慰安會を、また十月下旬よりビクタニツクによる街頭の示威を數回開催する等、常に岩内、堺、織本の諸氏が先頭に立つて戦つてきた。